

共済おおさか

令和5年4月

220号

公立学校共済組合大阪支部



はじめました！
お友だち募集中！！



友だち追加はこちらから♪



ID: @079vocuz

友だち追加 ⇒ ID 検索
からも追加できます！

令和5年4月から、LINE 公式アカウントにより、今年から WEB 申込となった人間ドックなどの支部事業等のご案内や、「ホテルアウィーナ大阪」「花のいえ」からの魅力的なお知らせを随時発信してまいります！ぜひ友だち追加をお願いします♪



も く じ

02 こころの知恵袋

—番外編③ マインドフルネス関連—

04 健診事業のお申込みはWebから！！

令和5年10月1日より宿泊及び会食利用補助の補助内容等が変更になります。

05 共済事業の広報ツールをぜひご活用ください♪

06 メンタルヘルス事業のご案内

07 一般組合員と短期組合員の違いって？

08 組合員証等の交付手続きをお忘れなく！

11 扶養認定の取消要件に該当していませんか？

13 特定健診の「受診券」を7月頃にお送りします！

組合員証(保険証)を持たずに医療機関を受診した場合

14 令和5年度から掛金率が変わります

産前産後休業や育児休業の期間中は申出により掛金免除が可能です

15 育児休業から復職した方は申出により復職後の報酬に応じた標準報酬に改定できます
ご質問にお答えします！

16 在職中でも受け取れる！「障害厚生年金”

17 公立学校共済組合健康相談事業のご案内
福祉保険制度のご案内

18 貸付制度のご紹介

福岡支部宿泊所 小倉リーセントホテルからのご案内

19 アウィーナ大阪からのお知らせ

20 花のいえからのお知らせ

支部ホームページ
トップページへ



アクセス！

支部ホームページ内
「共済おおさか
掲載ページ」へ



アクセス！

より 編集者

新年度が始まりました。新規採用教職員の方や新たな職場に異動された方など、環境が変わった組合員さんも多いことと思います。環境が変わるときは、心身ともに負荷がかかり、不調になりやすいです。コラム「こころの知恵袋」(P.2-3 掲載)が、ご自身のこころと向き合う機会になれば幸いです。気がかりなことがあるときやしんどいなあ…と感じるときには、気軽にメンタルヘルス相談(P.6 掲載)をご利用ください。今年度も、共済組合はみなさまの健やかな生活とご活躍を応援してまいります！

こころの知恵袋

—番外編③ マインドフルネス関連—

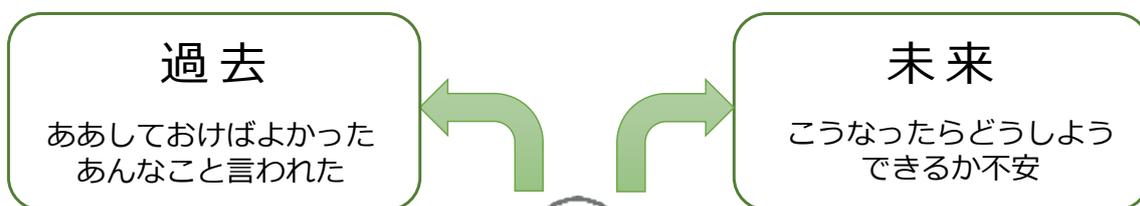
公立学校共済組合 九州中央病院
心療内科 早木千絵

“マインドフルネス”をご存じですか？一言でいうと「今、この瞬間に注意を向け、大切にすること」を意味します。今回は、マインドフルネスに関連したテーマでお届けします。



こころは 今どこに在る？

私たちは、日々、様々なことを考え巡らせながら生活しています。
頭の中の声を観察してみると…



私たちの思考はやすやすと過去や
未来にとんでいくのがわかります。

「今、この瞬間」に意識が向けられて
いることは、案外、少ないのかも
しれません。

けれども、

今、この瞬間に焦点が合っているかどうかで、体験の質は全く違ったものになります。

例えば、ハイキングに行った時

マインドレス

(心ここに在らず)



体はその場にも、
思考(心)は明日にいる

今を味わえず、楽しめない

マインドフル

(今ここに在る)



今、この瞬間を
体験！

心も身体も イキイキ



教職員の皆さまのために作成した
「こころの知恵袋」本文はQRコードより
公立学校共済組合ホームページでご覧いただけます。
冊子は社会保険出版社よりお買い求めいただけます。



マインドレスに気づこう

日常生活でも、ストレスがかかっている時ほど、外部情報や自分の思考・感情に飲み込まれ、マインドレスな状態になりがちです。

例えば、こんなことに心当りはありませんか？

- ・ 次の予定が気になって、ランチを流し込むように食べる。
- ・ 携帯スクロールの手が止まらない。もはや何を見たかったのかも覚えていない。

そんな時は、まず、“マインドレスの状態になっているな”と気づいて立ち止ましましょう。そして、

- ・ ゆっくり味わって食べる。
- ・ 2 - 3呼吸、普段の自分の呼吸を観察する（空気の通り、胸やお腹の広がりや縮み）等、

五感や身体感覚に注意を向けると「今」に戻ることができます。



考え・感情を観察しよう

今、この瞬間に、どんな考え・感情が生じているのか、日頃から頻繁に観察していると、**今とつながりやすくなります。**

その際、「こんなこと考えてしまって」、「こんな感情を抱いてはいけない」等とジャッジしてしまうと、考えが考えを呼び、苦しくなります。

自分の中にこんな考え、感情があるんだと
ありのままの自分の体験（考え・感情）を認めましょう。



**一つ一つの体験を大事に、日々を丁寧に過ごしましょう。
自分を大切にすることにもつながります。**



こころの知恵袋 番外編をお読みいただき誠にありがとうございました。
皆様の日々の生活に少しでもお役に立てますと幸いです。



健診事業のお申込みはWebから!!

健康・福祉 担当
☎06-6941-3991

- (今年度からの変更点) ①申込方法がWeb申込みになりました!
②組合員期間により申込時期を2回に分けました!(申込みは1人1回のみ)

申込対象者 第1期: **令和5年4月1日時点で3ヶ月以上の組合員期間を有する**組合員
第2期: 第1期に申込資格を有していなかった組合員

※第1期に申込資格を有している組合員は、第1期の申込みの有無や当選落選に関わらず、**第2期には申込みできません。**



事業名	申込時期	受診期間	自己負担額(税込)	対象者	備考	
半日ドック	第1期 4/3(月) ↓ 5/8(月) 第2期 9/15(金) ↓ 10/6(金)	第1期 7~3月	5,000円	組合員	~申込みにあたって~ 事業の詳細及びWeb申込みについては 支部ホームページまたは所属所に送付 する通知文をご確認ください。 申込期間外の受付はできません。 大阪府教職員互助組合との調整 共済組合では、少しでも多くの方に人間ドック の受診機会を提供するため、共済健診の当 選結果を互助組合に提供し、互助組合と重複 して当選しないよう調整を行っています。	
器 官 別 検 診			脳ドック	10,000円		40歳以上の 組合員
				2,000円		39歳以下の 組合員
女性検診		3,000円	40歳以上49歳 以下の組合員			
		2,000円	50歳以上の 組合員			
配偶者健診 (半日ドック)		16,000円	40歳以上の 被扶養配偶者			

詳細については、ホームページでご確認ください。
また、別途各所属所へ通知しますので、ご確認ください。

公立学校共済組合 大阪支部 検索

令和5年10月1日より宿泊及び会食利用補助の 補助内容等が変更になります。

健康・福祉 担当
☎06-6941-3991

ただし、令和5年4月1日~令和5年9月30日までは現行制度をご利用いただけます!

(1) 宿泊利用補助

	令和5年9月30日まで(現行)	令和5年10月1日より
対象者	組合員及び被扶養者(小学生以上)	組合員及び被扶養者(小学生以上)
補助額	アウィーナ大阪、花のいえ 組合員: 4,000円 被扶養者: 3,300円 その他の対象施設 組合員: 3,000円 被扶養者: 2,500円	全対象施設 組合員・被扶養者一律 3,000円
補助回数	アウィーナ大阪、花のいえ 各施設 月3回まで *組合員、被扶養者それぞれ上記回数まで その他の対象施設 年間3回まで *組合員、被扶養者それぞれ上記回数まで	令和5年10月1日~令和6年3月31日までの 半年間で 6回まで 令和6年度からは1年度内12回 *組合員、被扶養者合わせて上記回数まで
利用方法	アウィーナ大阪、花のいえ 利用当日、利用者が組合員証(被扶養者証)を施設へ提示 その他の対象施設(※) 利用当日、施設へ 組合員証(被扶養者証) を提示のうえ、 事前に支部から発券された 補助券を提出 *令和5年9月30日までに支部にて発券された補助券は令和 6年3月31日まで利用可能です。	支部ホームページの組合員専用ページより 自身で 利用者分の補助券を事前に印刷し、利用当日、施設へ 組合員証(被扶養者証)を提示のうえ、補助 券を提出
対象施設	厚生施設一覧表のとおり(支部ホームページ掲載)	見直しを検討 *随時ホームページに掲載

(※) 令和5年4月1日より宿泊補助利用時には組合員証(被扶養者証)の提示必須

[注意] 組合員証(被扶養者証)を忘れた場合、宿泊補助は利用できません。

会食利用補助制度の変更に
ついては、次ページへ



(2) 会食利用補助 (アウィーナ大阪、花のいえ)

	令和5年9月30日まで (現行)	令和5年10月1日より
対象者	組合員及び3親等以内の親族	組合員及び3親等以内の親族(組合員又は被扶養者を必ず伴う。)
補助額	会食利用：1人5,000円以上の場合、 1人につき2,000円	会食利用：1人5,000円以上の場合、 1人につき2,000円
補助回数	回数制限なし	令和5年10月1日～令和6年3月31日までの 半年間で組合員1人につき6人分補助 令和6年度からは1年度内12人分補助
利用方法	「会食利用補助申請書」に記入のうえ、会食当日、 利用施設のフロントへ提出 ※申請書は、両施設にも備えあり	支部ホームページの組合員専用ページより 自身で利用者分の補助券を事前に印刷し、会食当日、施設へ組合員証又は被扶養者証を提示のうえ、補助券を提出

* おせち料理購入にかかる補助は、現行どおりの内容で利用できます。(1個につき3,000円補助)

* 宿泊及び会食利用補助の補助内容等変更に関する詳細は、支部ホームページにてお知らせします。

共済事業の広報ツールをぜひご活用ください♪

公立学校共済組合大阪支部の各種事業について調べたいときは・・・
支部のホームページ、LINE、下記の事業案内等から、知りたい情報をGETしよう♪



① 大阪支部 LINE はじめました！

「気づいてよかった!」「知ってお得!」な情報を随時発信してまいります!

- ・ 人間ドックWEB申込サイトへのご案内
- ・ 宿泊施設のお得な情報やイベントのご案内
- ・ よくあるお問い合わせ Q A
- ・ 各種共済事業の手続のお知らせ
- ・ 健康づくりセミナーのご案内
- などを配信予定です!

お友だち募集中!
追加はこちら♪



② 「令和5年度公立学校共済組合大阪支部事業のご案内」を全組合員にお届けします!

大阪支部の各種給付や福祉事業の概要をまとめたパンフレットを、年度当初に各所属あてに組合員部数配布します。組合員及び扶養家族の健康や福利厚生にお役立てください。なお、昨年度まで配布していた「厚生事業のしおり」は廃止します。

詳細は、支部ホームページ「厚生サービスを利用する」をご確認ください。

注：福祉事業は、現職の組合員資格がある方のみご利用いただけます。



③ 共済のしおり - 令和5年3月改訂版 - を各所属に2冊お届けします!

「教職員のための共済のしおり」は2年に1回、各所属に2部配布しておりましたが、令和5年3月改訂版をもって冊子での配布を終了します。以降は、支部ホームページに掲載し、随時最新情報に更新してまいります。

支部ホームページもご活用ください!

申請書等の様式、共済おおさか等広報誌、各種事業のお知らせを掲載しています!



公立学校共済組合では、大阪支部 大阪メンタルヘルス総合センター（OMC）、近畿中央病院などで、組合員・被扶養者の皆様のメンタルケア等にご利用いただける様々な事業を実施しています。

メンタルヘルス相談

ご自身のお悩みごと、職場の気がかりなこと等、相談してみませんか？
公認心理師・臨床心理士等があなたのお話を丁寧にお伺いします（プライバシーは厳守します）。

対面・オンライン（Zoom）による相談 OMC 近畿中央病院

- ・セルフケア（ご自身のこころの健康に関する相談） 対象者：組合員及び被扶養者
- ・ラインケア（職場環境や職員対応に関する相談） 対象者：管理職の方

相談日時 月曜日～土曜日（年末年始・祝祭日を除く）9時～17時 1回50分 ※事前予約制

相談場所 近畿中央病院（月～金）、ホテルアウリーナ大阪（水（月2回午後）・土）

電話・Web（メール）による相談 公立学校共済組合本部事業

専用フリーダイヤル・HPにて電話相談・Web（メール）相談・対面相談をご利用いただけます。
詳細についてはP.17をご覧ください。

職場研修・セミナー

メンタルヘルスをテーマとしたセミナーや、eラーニング研修をご利用いただけます。

職場研修支援事業 OMC

- ・講師派遣
所属所や安全衛生委員会等に講師を派遣（オンラインも可）し、メンタルヘルス研修を実施します。
- ・eラーニング研修
より手軽な研修として、PCやスマートフォンから受講できるeラーニング研修を提供します。
※講師派遣、eラーニングいずれも組合員10名以上の参加が必要

メンタルヘルスセミナー 近畿中央病院

毎年度1回、組合員の皆様にご参加いただけるメンタルヘルスセミナーを開催しています。
令和5年度の開催につきましては、改めて所属所長あて通知等によりお知らせします。

休業中・復職後支援

精神疾患で休業中の方・復職直後の方向けのセミナー、リワークプログラムを実施しています。

心のホッとステップ講座・復職後支援講座 OMC

- ・こころのホッとステップ講座（休業中の方向け）
療養中の過ごし方や、復職に向けての気持ちの持ち方などについて考えるセミナーです。
- ・復職後支援講座（復職後概ね1年以内の方向け）
復職後の過ごし方や、再発・再休業を防止する働き方について考えるセミナーです。

教員職場復帰支援プログラム 近畿中央病院（各教育委員会 受託事業）

大阪府（大阪市を除く）・堺市・豊能地区ご所属の、休業中の教員の方を対象とした約3ヶ月間のリワークプログラムです。
グループで活動しながら、復職と再休業防止を目指します。

各事業の詳細については、下記問合せ先か所属所長あて通知等によりご確認ください。



公立学校共済組合大阪支部
大阪メンタルヘルス総合センター
(OMC)（近畿中央病院内に設置）

0120-556-879
月曜日～金曜日 9:00～17:15



公立学校共済組合 近畿中央病院
メンタルヘルスケアセンター

072-781-3712
月曜日～金曜日 9:00～17:15



一般組合員と短期組合員の違いって？



一般組合員は、**健康保険と年金の両方**とも公立学校共済組合に加入している方です。
 短期組合員は、**健康保険のみ**公立学校共済組合に加入し、年金は日本年金機構（一般厚生年金）に加入している方です。
 組合員種別ごとの任用形態及び社会保険制度は下表のとおりです。

組合員種別	任用形態	社会保険制度	
		年金	健康保険
一般組合員	常勤一般職員、任期付職員（育休代替、配偶者同行休業代替等）、再任用フルタイム職員	公立学校共済組合 (公務員厚生年金)	公立学校共済組合
短期組合員	臨時的任用職員（産休代替等）、再任用短時間職員（週20H以上）、非常勤職員※	日本年金機構 (一般厚生年金)	

※非常勤職員の社会保険適用は、週20時間以上勤務、報酬月額88,000円以上、雇用期間2か月1日以上の条件あり。
 ※フルタイムの非常勤職員の勤務が引き続き12月を超えるに至った場合、13月目から一般組合員となります。

Q 掛金や給付内容は違うの？



A 健康保険、厚生サービスに違いはありません。年金のみ一部違いがあります。
 短期組合員の方は、公務員厚生年金でなく一般厚生年金の加入ですので、公務員独自の年金部分（3階部分）である「年金払い退職給付（退職等年金給付）」の加入はなく、その掛金の徴収がありません。厚生年金（2階部分）、基礎年金（1階部分）は、公務員厚生年金、一般厚生年金のどちらの加入でも掛金率、支給要件、支給内容に違いはありません。

Q 働きながら受給する年金の停止額は違うの？

A 年金の3階部分の支給について違いがあります。
 3階部分である経過的職域、年金払い退職給付（退職等年金給付）は、公務員厚生年金に加入中は、全額支給停止され、一般厚生年金に加入中は、全額支給されます。厚生年金（2階部分）、基礎年金（1階部分）は公務員厚生年金、一般厚生年金どちらに加入中でも同じ取扱いです。

【年金イメージ図】被用者年金一元化後（平成27年10月～）



組合員種別が変更になる（一般組合員↔短期組合員）際のお手続きについては、支部ホームページに掲載しています。



組合員の資格を取得したときは、所属所等を通じて組合員資格取得届出の手続きを行い、「組合員証」（保険証）の交付を受けてください。手続き方法は、所属所等によって異なりますので、以下の該当箇所を確認ください。

組合員の資格取得手続き

1. 府立学校の教職員（府立高等学校、府立支援学校所属の方）、大阪府教育庁の教職員の場合

(1) 総務事務システム（SSC）を利用できる教職員の場合（正規職員・任期付職員・臨時的任用職員の方）

総務事務システム（SSC）において、「各種給付」口座を登録し、「組合員資格取得届出」入力を行ってください。入力方法等は、**任期付職員・臨時的任用職員の場合赤の矢印を、正規職員の場合青の矢印からマニュアルを確認ください。**

(2) 府立学校の非常勤職員（府立高等学校、府立支援学校の方）

支部から所属所あてに
①組合員証・②登録確認通知書（印字有）を送付します。

➔

到着後、①・②の内容を確認ください。
組合員証に修正が必要な場合、②に**朱書き**で修正のうえ、①と併せて提出ください。

※大阪府教育庁の非常勤職員の場合は、2(3)を確認してください。

2. 府立学校以外の教職員の場合

(1) 府費・大阪市費・堺市費負担教職員の新規正規職員の場合（主に市町村の小中学校、大阪市の小中学校・幼稚園、堺市の小中高等学校・幼稚園所属の方。但し、堺市立認定こども園は除く。）

支部から所属所あてに
①組合員証・②資格取得届書（印字有）・
③組合員個人番号報告書・④年金加入期間報告書を送付します。（4月下旬頃発送）

➔

到着後、②・③・④については資格担当まで提出ください。また、①に修正が必要な場合、②に**朱書き**で修正のうえ、①・②・③・④を資格担当まで送付ください。

※ご提出が遅れますと、保険証としての使用や、後述の被扶養者の認定手続きに支障が出ますので、ご注意ください。

(2) 大阪府市町村立学校の非常勤職員（府費）の場合

支部から各市町村教育委員会あてに
①組合員証・②登録確認通知書（印字有）を送付します。



到着後、①・②の内容を確認ください。
組合員証に修正が必要な場合、②に**朱書き**で修正のうえ、①と併せて提出ください。

(3) 上記以外の府費の方（大阪府教育庁の非常勤職員、大阪府市町村立学校の任期付職員・臨時的任用職員）、及び、上記以外の大阪市費・堺市費・大阪公立大学の方（任期付職員・臨時的任用職員・非常勤職員）

支部から所属所あてに
①組合員証・②資格取得届書（印字有）・
③組合員個人番号報告書を送付します。



到着後、②・③については資格担当まで提出
ください。また、①に修正が必要な場合、
②に**朱書き**で修正のうえ、①・②・③を
資格担当まで送付ください。

(4) 市費負担教職員の場合（主に府費小中・大阪市・堺市・大阪公立大学を除く かつ 任期付職員・臨時的任用職員・非常勤職員の方）

各所属所で①組合員資格取得届書を作成し、
②組合員個人番号報告書・③年金加入期間報告
書に**根拠書類（※）**を添え、資格担当宛てに提出
ください。③は任期付職員のみ必要です。



各書類の提出後に処理を進めます。
処理の完了後、所属所宛てに組合員
証を送付します。

(※)正規職員・任期付職員・臨時的任用職員の場合：採用辞令の写
非常勤職員の場合：任用通知書の写（社会保険適用の有無・通勤時間等の記載が必要です。）

被扶養者の申告について

府費・市費に関わらず、**組合員に被扶養者がいる場合は、組合員の資格取得手続き後に**、被扶養者認定の手続きを行ってください。組合員の資格取得手続きが完了しないと、「被扶養者証」（被扶養者の保険証）を発行することができませんのでご注意ください。

被扶養者の認定手続きの方法（事由の生じた日から30日以内に！）

① 府立学校及び大阪府教育庁所属の教職員の場合（正規職員・任期付職員・臨時的任用職員の方）

被扶養者の要件を満たす場合、
SSCより「被扶養者申告」を
**扶養の事実発生日（婚姻・出生・
組合員の採用等）から30日以内**
に入力ください。

SSCの入力が30日を過ぎると、事実
発生日からの認定ができず、SSCの入
力日からの認定となる場合があります。



SSCの入力とともに、
必要書類を提出ください。

◇書類提出先
府立学校教職員→
学校総務サービス課
大阪府教育庁職員→
総務サービス課



資格担当で審査の後、
被扶養者証を所属所
あてに送付します。



② ①以外の教職員の場合

被扶養者の要件を満たす場合、「被扶養者認定申告書」に必要書類を添えて、**扶養の事実発生日（婚姻・出生・職員の採用等）から30日以内に所属所長が受理し、所属所長受理日より30日以内に資格担当へ提出ください。**

被扶養者の申請が30日を過ぎると、事実発生日に遡って認定ができません。
被扶養者の要件を備えた日から31日以降の所属所受理日となる場合は、所属所受理日が認定日となります。また、所属所受理日から共済組合への提出が31日以降となる場合は共済組合受付日が認定日となります。



資格担当で審査の後、被扶養者証を所属所あてに送付します。



事実発生日から認定できない場合、認定日までの間に無保険期間が発生することとなり、この間の医療費が全額自己負担となる場合があります。

被扶養者の必要書類については、

HP

公立学校共済組合 大阪支部

検索

→ 手続きナビ内「様式集」

→ 「組合員資格等関係の様式【2】認定書類一覧表」



組合員の異動に関する手続きの方法

1) 大阪支部内で組合員が異動した場合、下記の手続きが必要です。

表1		転出側			
		大阪府費負担職員 (豊能地区を含む)	大阪市費負担職員	堺市費負担教職員 (堺市立認定こども園を除く)	政令市を除く市費負担 及び公立大学法人等の 教職員(堺市立認定こども園を含む)
転入側	大阪府費負担職員 (豊能地区を含む)	×	○※1	○※1	○
	大阪市費負担職員	○	×	○	○
	堺市費負担教職員 (堺市立認定こども園を除く)	○	○	×	○
	政令市を除く市費負担及び 公立大学法人等の教職員 (堺市立認定こども園を含む)	○	○	○	●

ア 表1、○印がついている区分の異動の場合、下記の手続きが必要です。

■転入側の所属所

原則、組合員証の番号が変更になります。

【必要書類】 ◎組合員異動報告書、異動前の「組合員証」等(注)

※1 大阪市費・堺市費からの転入で、平成29年3月31日までは大阪府費負担教職員で、組合員証番号の始まりが1～7で始まる番号の組合員証をお持ちの方は、組合員証番号の変更はありません。組合員異動報告書のみ提出してください。

■転出側の所属所

【必要書類】 ◎組合員異動報告書



イ 表1の●がついている異動区分の場合、下記の手続きが必要です。

給与支給機関が異なる異動の場合、組合員証番号が変わることがありますので、資格担当までご連絡ください。

■ 転入側の所属所

■ 転出側の所属所

【必要書類】 ◎組合員異動報告書

【必要書類】 ◎組合員異動報告書

ウ 表1、×がついている区分の場合、原則手続きは不要です。

(注) 「組合員証」等とは「組合員証」「組合員被扶養者証」「公立学校共済組合高齢受給者証」「公立学校共済組合特定疾病療養受療証」「公立学校共済組合限度額適用・標準負担額減額認定証」「公立学校共済組合限度額適用認定証」のことをいいます。

2) 組合員が資格を喪失した場合、下記の手続きが必要です。下表を参考に、所属所を通じて「組合員証」等(注)を共済組合に返納してください。

必要書類		異動事由	退職 死亡退職	他の共済組合への転出	他府県公立学校 (他支部) への転出
資格関係	◎「組合員異動報告書」		○	○	○
	組合員証等		○ ◎「資格喪失証明書交付申請書」または◎「任意継続組合員申出書」に添えて、返却してください。		大阪支部 または 転出先の支部へ返却

(注1) ・ 定年退職から引き続き再任用フルタイム・週20時間以上の再任用短時間勤務となる場合、組合員資格が継続するため、組合員証等の返却は不要です。
 ・ また、令和2年4月1日からは、臨時的任用職員で、同一の任命権者による任用が9日以内に再度行われる場合も資格が継続となるため、組合員証等の返却は不要です。
 ・ 令和4年10月以降、共済加入となった府費の非常勤職員については、退職後から次の任用まで1日でも空白期間が空いた場合、資格は継続しません。そのため、組合員証等の返却が必要です。

(注2) ・ 組合員の資格喪失後、次の健康保険への加入手続きのため「資格喪失証明書」が必要な場合は◎「資格喪失証明書交付申請書」と組合員証等を添えて提出してください。ご自宅宛てに「資格喪失証明書」を送付いたします。



組合員が資格を喪失すると同時に、被扶養者も同時に資格を喪失します。資格喪失後に組合員証等を医療機関等に提示しての診療は受けないようお願いします。誤って使用された場合、後日医療費を返還していただきますのでご注意ください。

◎は共済組合所定の用紙があります。

HP 公立学校共済組合 大阪支部 検索 → 手続きナビ「様式集(諸用紙のダウンロード)」
 → 「組合員資格等関係の様式」よりダウンロードしてください。



扶養認定の取消要件に該当していませんか？

資格担当
06-6941-3164

被扶養者の認定取消となる事例の一部と手続きの際に必要な書類をお知らせいたします。

令和4年度の資格の確認調査においても、事実発生に遡って取消となる対象者が多数ありました。

収入超過、別居に伴う組合員と生計維持関係がなくなる場合など、次頁の表またはホームページを参考に扶養認定の取消要件に該当していないかご確認ください。



被扶養者の認定取消となる代表的な事例と必要書類

事例	取消年月日	必要書類
就職により、健康保険の被保険者となった	就職日	<ul style="list-style-type: none"> ・加入した保険組合の「健康保険証」(写) (身分証明書、在職証明書は不可) <p>※就職期間の長短にかかわらず、認定を取消します。</p>
アルバイトやパートによる給与収入が超過した (注) [◆]	雇用日 又は 共済組合が超過したと判断した日	<ul style="list-style-type: none"> ・「給与支払証明書」及び「給与支払見込証明書」 ・必要に応じて、所得(課税・非課税)証明書 <p>※雇用された時点で年間の収入額が130万円以上(ただし、「障害年金受給者を受給している者」または「60歳以上の被扶養者(令和5年4月改定)」は、年額180万円以上)になることが見込まれる場合は、雇用日をもって認定を取消します。</p>
公的年金等の受給による年金額が超過した(障害年金受給者または60歳以上の被扶養者(令和5年4月改定)は、年額180万円以上) [◆]	年金の「決定(裁定)通知書」又は「年金改定通知書」に示された日付の7日後	<ul style="list-style-type: none"> ・最新の年金額がわかる通知書の写し (年金の「決定(裁定)通知書」の写し又は「年金改定通知書」の写し) <p>※公的年金(遺族、障害、共済、厚生、国民、恩給、扶助料等)及び個人年金 ※遺族年金・障害年金は非課税ですが恒常的な収入に含まれます。 ※個人年金は公的年金に含まれませんので、年額130万円以上は、取消要件に該当します。(税法上の取り扱いとは異なり、必要経費等を控除することなく、年間の支給額をもって恒常的な所得の額とみなしますので、ご注意ください)。</p>
事業の収入(不動産・株・農業を含む)がある(年間130万円以上) [◆]	確定申告日	<ul style="list-style-type: none"> ・「確定申告書控」の(写) ・「収支内訳書」(写)または「損益計算書」の(写) <p>共済組合が認める必要経費は所得税法上の必要経費の扱いとは異なります。</p>

(注) アルバイトやパート勤務等の短期間被雇用者の場合

月々の所得が認定限度額 108,334円 (130万円 ÷ 12月) を境に変動している場合は、108,334円を超過した月から4か月連続で月収が108,334円を超えたときは、4か月目の初日を取消日として認定を取消します。

ただし、4か月引き続いて給与月収が108,334円を超えることがなくても、年間の収入額130万円を超えた場合は、超えた月の初日で認定を取消します。

[◆] 地方公務員等共済組合法運用方針の一部改正により、以下①又は②に該当する者は、年額130万円以上180万円未満の所得がある場合も被扶養者として認定が可能となります。

- ①障害を支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者
- ②60歳以上

※改正後は、公的年金を受給されていない60歳以上の方も対象となります。

この改定は令和5年4月1日より適用されます。

被扶養者の認定取消については

HP [公立学校共済組合 大阪支部](#)

- 大阪支部について「刊行物」
- 「教職員のための共済のしおり」



認定取消後国民健康保険等に加入の場合は、資格喪失証明書の交付依頼を!

HP [公立学校共済組合 大阪支部](#)

- 手続きナビ内「様式集(諸用紙のダウンロード)」
- 組合員資格等関係の様式【1】内「資格喪失証明書交付申請書」



遡及して認定取消となれば

遡及して認定取消を行った場合、取消日以降の医療費は全額自己負担となります。

共済組合が負担した医療給付金(総医療費のうち、窓口負担した費用を除いた残り7割もしくは、8割分)を全額返還していただきます。手続きが遅れると返還額が高額になる場合もあります。日頃から被扶養者の収入状況を把握し、取消の事実が生じた場合は、速やかに取消手続きを行ってください。

配偶者の場合は、国民年金第3号の資格も喪失しますので、特にご注意ください。



特定健診の「受診券」を7月頃にお送りします！

健康・福祉 担当
☎06-6941-3991

健診を受ける機会のない被扶養者の方には…

被扶養者の方※が特定健康診査を**無料**で受診できる「**受診券**」を毎年7月ごろ組合員の所属所にお送りしますので、必ず被扶養者の方にお渡しください。

※当該年度4月1日時点で資格があり、年度末年齢40歳以上75歳未満の方が対象です。



特定健診(特定健康診査)とは…

生活習慣病予防に重点を置きメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健診を無料で受診できる健診です。(がん検診・胸部X線検査は含みません。)

検査項目

身体計測、血圧検査、血液検査、尿検査、問診・診察

～ 配偶者健診(半日ドック)を検討されている方へ～

当支部の配偶者健診(P.4)と特定健診は、いずれか片方のみをご受診ください。

配偶者健診を受診される方は、「受診券」を配偶者健診受診時に回収いたします。

配偶者健診と特定健診の両方を受診した場合、健診費用を自己負担いただくことがありますのでご注意ください。

組合員証(保険証)を持たずに医療機関を受診した場合

医療 担当
☎06-6941-2867

組合員証等がまだ発行されていないときや忘れたときに医療機関を受診し、医療費の全額を窓口で支払った場合は、後日、公立学校共済組合大阪支部へ医療費(保険適用分)の7割もしくは8割を「療養費・家族療養費」として請求することができます。

請求方法

◇「療養費・家族療養費請求書」に次の書類を添付し、所属所を通じて当支部へご請求ください。

- ①「領収書(原本)」
- ②「診療(調剤)報酬明細書(レセプト)」

※受診時に医療機関で領収書と共に発行される「診療明細書」や「調剤明細書」では代用できませんので、ご注意ください。

治療用装具を購入したときや小児弱視等治療用眼鏡等を購入したときなども「療養費・家族療養費」の対象となる場合があります。詳しくは当支部ホームページまたは「教職員のための共済のしおり」をご覧ください。

◇**当支部への加入日以降は、加入日前に使用されていた保険証で医療機関を受診することはできませんのでご注意ください。**



「療養費・家族療養費請求書」のダウンロードはこちらから

HP
→「様式集」→「短期給付関係」



当支部 HP 「治療を受ける際の手続き」へ

- ・自費で支払った治療費の請求手続き
- ・療養費等の支給要件と添付書類をご確認ください。



「教職員のための共済のしおり」はこちらから

「Ⅲ 短期給付について」をご確認ください。



令和5年度から掛金率が変わります

経理 担当
☎06-6941-2857

令和5年4月からの掛金率は、下表のとおりです。

(単位：千分率)

	短期掛金 (福祉事業掛金を含む)	介護掛金	厚生年金保険料	退職等 年金掛金
対標準報酬月額 及び 対標準期末手当等	48.01 ^{注1}	8.0	91.5 事業主負担分を含めた保険料 183.00の1/2	7.5

注1 後期高齢者医療制度の被保険者となる組合員は、4.07

産前産後休業や育児休業の期間中は申出により掛金免除が可能です

経理 担当
☎06-6941-2857

●掛金免除には、産前産後休業・育児休業それぞれについて、共済組合への申出が必要です。

所 属	申出方法
A 府立学校及び 府教育庁	SSCの産前産後休暇願、育児休業承認請求画面の「 <input type="checkbox"/> 共済関係の申出」欄にある、「共済掛金等の免除を申し出ますか」の質問項目において、「はい」にチェックを入れる。 ※紙様式での免除申出書の提出は不要です。
B A以外の所属 ・市町村立の学校園 ・公立大学法人 など	「産前産後休業掛金免除申出書」「育児休業掛金免除申出書」を共済組合へ提出 ※免除申出書の様式は下記よりダウンロードできます。 HP 公立学校共済組合 大阪支部 検索 → 諸用紙のダウンロード → 掛金関係の様式 → 掛金免除関係 

●掛金が免除となるのは、以下のとおりです。

産前産後休業の場合

出産の日以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産の日後56日までの間で、産前産後休業を開始した日の属する月から、終了する日の翌日の属する月の前月までの期間

※条例等により、出産の日以前42日より前から、産休が付与されている場合でも、免除期間は上記のとおりです。

育児休業の場合

月の末日に育児休業を取得している場合、または育児休業を開始した日と終了する日の翌日の属する月が同一で、当該月における育児休業の日数が14日以上である場合

※期末手当等においては、支給される月の末日に育児休業を取得している場合でも、育児休業の期間が1か月を超えなければ免除とはなりません。

★免除期間の具体的な事例や、予定日と出産日が異なった場合の事例及び手続きなどについては、HPをご覧ください。

HP [公立学校共済組合 大阪支部](#) **検索** → 手続きナビ → 組合員資格・年金の手続き → 掛金免除の手続き 



育児休業から復職した方は、申出により復職後の報酬に応じた標準報酬に改定できます

経理 担当
☎06-6941-2857

育休から復職した場合、任意で「育児休業等終了時改定」の申し出をすることにより、復職後の報酬に基づく標準報酬に改定できます。特に、育児短時間勤務や育児部分休業の取得等で復職後の報酬が下がる方は、申出により標準報酬が下がる場合があります。

対象者	育児休業等終了日において3歳未満の子を養育する方	
対象となる報酬	育児休業等終了日の翌日が属する月以後3か月の報酬の平均 (例) ①4月 1日復職の場合：4～6月の報酬の平均 ②4月20日復職の場合：支払い基礎日数が17日未満の月は対象より除くため、4月を除いた5～6月の報酬の平均	
改定の時期	育児休業等終了日の翌日が属する月から4か月目 (例) 4月中の復職の場合、7月に改定	
所属	A 府立学校及び府教育庁	B A以外の所属
申請方法	SSC入力による申請 (共済互助関係 → 終了時改定の申出)	「標準報酬育児休業等終了時改定申出書」を共済組合へ提出 ※様式は HP 公立学校共済組合 大阪支部 検索 → 諸用紙のダウンロード → 掛金関係の様式 → 標準報酬関係
申請時期	育児休業等終了日の翌日が属する月の翌月末まで (例) 4月中の復職 → 5月末まで ※期限内にSSC入力ができなかった場合は、Bの方法で申出てください。	育児休業等が終了した日から2年間 ※ただし、改定の時期を過ぎて申出があった場合は、掛金等の遡及調整が必要となるため、可能な限りAと同じ期限内に申出てください。

- 標準報酬が下がると、徴収される掛金の額は下がりますが、各種給付金（育児休業手当金等）の額を算定する基準も下がりますので、ご注意ください。
- 復職後の報酬によっては、申出により標準報酬が上がる場合もあります。詳しくは「教職員のための共済のしおり令和5年3月改訂版」をご覧ください。

[HP](#) [公立学校共済組合 大阪支部](#) [検索](#) → 刊行物 → 教職員のための共済のしおり



☆年金算定に用いる標準報酬月額3歳未満の養育特例については、「共済おおさか218号（令和4年8月）」p.14をご覧ください。年金担当（06-6941-2864）へお問い合わせください。

[HP](#) [公立学校共済組合 大阪支部](#) [検索](#) → 刊行物 → 共済おおさか → 第218号（14ページ）



ご質問にお答えします！

経理 担当
☎06-6941-2857

Q 鉄道会社の運賃改定により4月から通勤手当が増額となります。毎月控除される掛金額に影響はありますか？

A 7月から掛金額が高くなる可能性があります。掛金の算定の基礎となる標準報酬月額について、固定的給与に変動があり、報酬の額が著しく変動した場合、標準報酬の随時改定が行われます。固定的給与である通勤手当が4月から増額となった場合、4～6月の3ヶ月の報酬の平均額をもとに算出される標準報酬と従前の標準報酬を比較し、2等級以上高い場合は、7月から標準報酬が高くなります。なお、7月に随時改定が行われた場合は、その年の9月の定時決定は行われません。



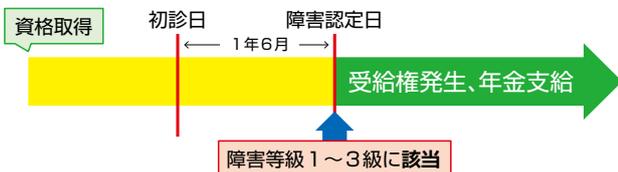
障害厚生年金とは、組合員が在職中に初診日のある傷病により、働いたり日常生活を送ったりする上で困難が生じるような障がい状態になったとき、請求することができる年金です。

平成27年10月以降は、在職中でも受給できるようになっています（経過的職域加算部分は除く）。
※障害厚生年金の受給にあたり、同一事由の傷病手当金の支給を受ける場合は、傷病手当金の支給額が調整されます。

支給要件

- 次の(1)～(3)の要件をすべて満たしている必要があります。
- (1) 初診日(※1)において組合員であること
 - (2) 保険料納付要件を満たしていること(※2)
 - (3) **障害認定日(※3)**、又は**事後重症認定**で、**1級～3級の障害等級(※4)**に該当する障がい状態にあること

要件に該当しそうな場合は支部に問い合わせね!



- ※1「初診日」：傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日
- ※2 ①又は②の要件が必要です。
 - ① 初診日のある月の前々月までに、保険料が納付または免除されている期間が3分の2以上あること
 - ② 初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと
- ※3「障害認定日」：原則、初診日から起算して1年6月を経過した日 >> **特例症例**あり
- ※4「障害等級」：厚生年金保険法に定める等級。障害者手帳等の等級とは異なります。

事後重症制度

傷病によっては、徐々に病状が進行していくものがあります。その傷病の**障害認定日**で**障害等級1～3級には該当していません**でも、その後、**65歳に達する日の前日までに障害等級1～3級に該当する障がい状態と認定されたときは**、障害厚生年金を請求できます。ただし、**老齢基礎年金を繰上げて受給している場合は**、請求できません。



特例症例

以下に該当する場合は、**初診日から1年6経過前でも**、各定められた日が**障害認定日**になります。

① 上肢・下肢を切断・離断した	⑦ 在宅酸素療法を開始した
② 人工骨頭・人工関節を挿入、置換した	⑧ 脳血管疾患による機能障害となった(※)
③ 心臓ペースメーカー、植え込み型の除細動器(ICD)又は人工弁を装着した	⑨ 心臓移植、人工心臓、補助人工心臓を装着した
④ 人工透析療法を施行した	⑩ CRT(心臓再同期医療機器)、CRT-D(除細動器機能付き心臓再同期医療機器)を装着した
⑤-1 人工肛門を造設、尿路変更術を施行した	⑪ 人工血管(ステントグラフト含む)を挿入、置換した(※)
⑤-2 新膀胱を造設した	⑫ 遷延性植物状態であるもの
⑥ 喉頭を全摘出した	

(※) ⑧について：医学的観点から、それ以上の機能回復がほとんど望めないと認められる場合等
⑪について：胸部大動脈解離や胸部大動脈瘤によるもの



健康相談事業（公立学校共済組合本部事業）については、
以下のいずれかからご覧ください。

①「共済おおさか 令和5年4月号（220号）」冊子（所属所回覧用）

②公立学校共済組合ホームページ

トップページ → 組合員専用ページ（ログイン）

→ 「健康相談事業のご案内」

福祉保険制度

「福祉保険制度」は、長期給付（公的年金）および短期給付（健康保険）を補完するための公立学校共済組合独自の制度です。ご自身で必要と思われる保障を選択していただくことにより、皆さまの生活に安心を提供します。

長期給付事業
（公的年金の補完）



ファミリー年金

死亡した場合、ご遺族に対して死亡保険金をお支払いします。
老齢厚生年金と遺族厚生年金の差額（約1/4相当）に当たる部分を補完します。

短期給付事業
（健康保険）の補完



傷病休職給付金

病気やケガで働けなくなった場合、保険金が支払われ、収入が減少する部分を補完することができます。



入院費用給付金

病気やケガで入院した場合、保険金が支払われ、医療費の自己負担部分を補完することができます。



特定疾病給付金

特定疾病（悪性新生物（がん）・急性心筋梗塞・脳卒中）時に、闘病資金を確保することができます。
特定疾病給付金（主契約）に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約を付加することで、特定疾病に加え、保障範囲を7大疾病に拡大、また、上皮内新生物の保障を加えて厚くすることができます。

福祉事業
の補完



元気づくり
サービスコース

心身の健康増進と生活習慣病予防のための、各種サービスを受けることができます。

福祉保険制度は退職（組合員資格喪失）後も継続可能です（傷病休職給付金を除く）。手続き資料は、6月～7月頃所属所宛てに送付予定です。
制度内容の詳細は、公立学校共済組合ホームページ（福祉保険制度専用ホームページ）に掲載されているデジタルパンフレットをご覧ください。

2023.02



貸付制度のご紹介

貸付 担当
☎06-6941-2865

組合員の皆さまを資金面でサポートするため、**貸付制度**をご用意しています。
臨時に資金が必要となったときは、**一般、住宅関連、教育、医療**など目的に応じた貸付けをご利用いただけます。

利率 年利 **1.32%**※

手数料・担保は不要です。



貸付事業キャラクター
おたすケロ

※令和5年4月現在の利率(変動制)です。なお、利率には、保証料率(年0.06%)を含んでいます。

- 貸付けをご利用いただくには、申込みをする月を含めて引き続いて**組合員期間が6か月以上必要**です(4月1日資格取得の場合、9月1日以降申込み可能)。また、**生活費の補填**や**借金の返済**等にはご利用いただけません。
- 再任用や期限付講師等で資格取得された組合員は、**発令されている任期の範囲内で返済可能な金額・償還回数が上限(特別貸付け)**となります。
- 申込書類については、所属所でご確認いただき、必要書類等持参のうえ、**本人が窓口**でお申し込みください。スケジュールは、毎月**10日申込締切**、その月の**26日送金**です(いずれも土日祝日に当たる場合は直前の平日に繰上げ)。
- 全額繰上償還**は毎月、**一部繰上償還**は年2回(5月・11月)受付けています。

◎貸付種別ごとの限度額や必要書類など、詳細はホームページをご確認ください。

HP → [こんなときガイド](#) → [資金を必要とするとき](#)



宿泊プラン
桜鯛・和牛物語

春が旬の真鯛を「桜鯛」と呼びます。
玄界灘・響灘・周防灘など近海の花が育んだ
桜鯛と九州産和牛をコラボした特別料理です。
隣にある小倉城探検で春風を感じる旅の一夜。
春の味わいを、思い出に加えてください。

2023年 3/1 ~ 4/30

1泊2食付 お一人様 **12,800** 円(税込)

別途宿泊税(200円/1泊1名様)が必要です。

先付け	冷製九州産和牛のローストビーフ	強肴	九州産和牛ステーキ 温野菜をそえて
造り	桜鯛の松笠造り 平須と鮪 あしらひ一式	サラダ	季節の野菜サラダ
煮物	桜鯛のしゃぶしゃぶ 旬の野菜とともに	食事物	桜鯛を板長特製胡麻だれ茶漬けで
焼物	桜鯛と竹の子の木の芽焼き	香の物	
揚物	揚出しと桜鯛のつくねは中華風あんかけで	甘味	旬のイチゴのロールケーキ

ご予約
問合せ

小倉リーセントホテル tel. 093-581-5673
北九州市小倉北区大門1丁目1番地17号 fax. 093-582-1789



ホームページ



Instagram



レストランカステロ 大阪支部組合員限定プラン

期間:2023年5月1日～8月31日

アンガーステーキ食べ放題 洋食プラン

- ・ステーキ食べ放題
- ・オードブル盛り合わせ
- ・季節のサラダ
- ・旬の鮮魚のカルパッチョ
- ・バゲットピッツァ
- ・揚げ物盛り合わせ
- ・気まぐれパスタ
- ・シャーベット

飲み放題 90分付

アンガーステーキ食べ放題 和食プラン

- ・ステーキ食べ放題
- ・お通し
- ・季節のサラダ
- ・お造り盛り合わせ
- ・旬の食材の茶碗蒸し
- ・天ぷらそば
- ・握り寿司
- ・シャーベット

飲み放題 90分付



【飲み放題メニュー】ビール、ワイン(赤・白)、ウイスキー、ハイボール、焼酎(麦・芋)、ウォッカ、カシス、オレンジジュース、ウーロン茶、コーヒー、紅茶

フルコースプラン

※コース詳細はスタッフまで

※フルコースは飲み放題対象外

- ・本日のアミューズ
- ・季節のオードブル
- ・旬のポタージュスープ
- ・バゲット
- ・イタリアンプロシュートとルッコラのペペロンチーノ
- ・真鯛と魚介のトマトクリームカップバイデ
- ・お口直しのシャーベット
- ・国産牛サーロインステーキの香草パン焼き マデラ酒ソース
- ・本日の特製デザート
- ・コーヒー or 紅茶



ご予約制

前日の15:00まで

ディナー

時間 17:00～20:00

【2名様～】お一人様 5,200円 ⇒ **会食利用補助** ご利用で **3,200円**

※補助の利用方法は下記をご覧ください

レストラン
カステロ

ご予約・お問い合わせ

TEL 06-6772-5511

電話受付 11:00～17:00

※月曜定休(祝日の場合営業し翌日休)

ホテルアウィーナ大阪1F

※表示価格はすべて税金が含まれております ※料理写真はイメージです

※ホテル駐車場あり 3,000円以上ご利用で2時間無料

結婚式場利用補助
ご利用頂けます

少人数で叶える家族挙式プラン

Bonheur ボヌール



10名様 450,000円 1名様追加料金 16,000円

適用期間 通年 | 適応人数 10名様より

ごく身近な方々と心温まるおふたりらしい結婚式を叶えます
準備期間が短くても大丈夫、アットホームな雰囲気でご家族の絆が深まります

- 【プラン内容】 ●挙式料(キリスト式/人前式/神前式) ●和洋折衷婚礼料理 ●フリードリンク ●会場使用料 ●控室料 ●衣装(新郎新婦各1点) ●新婦美容着付 ●新郎着付 ●花嫁アテンダント ●スタジオ写真(1ポーズ)

【特典】お色直しに嬉しい特典 追加衣装(新郎新婦) 50%OFF

※表示価格は税金・サービス料を含みます ※写真はすべてイメージです

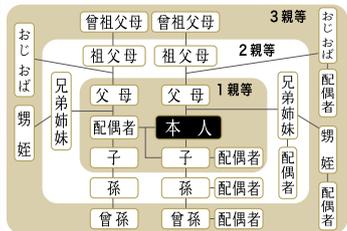
公立学校共済組合 大阪支部所属の
現職組合員は補助が利用できます

会食利用補助

- 対象/組合員 および 3親等以内の親族
- 補助内容/会食利用 1人税込5,000円以上の場合 1人につき2,000円を補助
- 利用方法/補助申請書の提出
※現地記入の場合は「健康保険証」が必要
- ※レストラン利用の場合は レストランへ会計時に提出してください

アウィーナニュースの裏表紙の申請書をご利用ください。ホテルフロントにもございます

記入方法はこちら
組合員特典のページへ



結婚式場利用補助(挙式者に対する補助)

- 対象/組合員 または そのお子様
- 挙式:披露宴総額の20%、上限20万円を補助
新郎新婦共に対象者の場合は20%、上限40万円
※ただし、1,000円未満は四捨五入
- 食事付宿泊券3万円分を贈呈
新郎新婦ともに対象者の場合は6万円分

※任意継続組合員は対象外
※健康保険証(組合員証)を他人に貸す等の不正行為は詐欺罪にあたり罰則の対象となります

ホテル **アウィーナ 大阪**

婚礼/宴会/会議
お問合せ・ご予約

TEL 06-6772-1445 (9:00～18:00)

〒543-0031 大阪市天王寺区石ヶ辻町19番12号
【アクセス】 近鉄「大阪上本町」駅14番出口より南へ約300m(3分)
大阪メトロ「谷町九丁目」駅より東南へ約800m(10分)

宿泊予約



SNS



ホームページ
awina-osaka.com



共済おおさか

令和5年4月220号

大阪支部組合員様へ 重要な“お知らせ”

令和5年10月1日から宿泊/会食利用補助制度(内容)が変わります!

- ① 利用補助額が変更になります。
 - ② 利用可能回数が変更になります。
 - ③ 利用方法(申請方法)が変更になります。
- 現行制度をご利用いただけるのは
本年9月30日までです。

※「共済組合員証」を必ずご持参ください! ⇒ 詳しくは4~5ページでご案内しております。

お泊まりで補助を受ける

☆☆☆ 宿泊プラン 華やぎプラン ☆☆☆

お一人様・1泊2食付

宿泊利用補助対象

会食利用補助対象

17,600円 <税サ込・宿泊税別途>

土曜日・休前日は、1,210円増しになります。

令和5年5月31日まで

◆お夕食は、春の食材をいろいろ盛り込んだ「春の会席コース」をご用意いたします。

6月1日から8月31日までは

◆「夏の会席コース」または「はもしゃぶコース」からお選びいただけます。

※お二人様以上ご予約をお願いいたします。
※8/16・28・29・30はご利用いただけません。



▲春の会席コース

■大阪支部組合員ご本人様の場合(〜9月)■

宿泊&会食利用補助額をお引きして…

~~17,600円~~ ⇒ 11,600円

ランチで補助を受ける

会食利用補助対象

☆☆ 昼食限定メニュー 花会席 ☆☆

お一人様 5,900円 <税サ込>

【利用時間】 11時30分〜15時 (最終入店: 13時)

令和5年8月31日まで

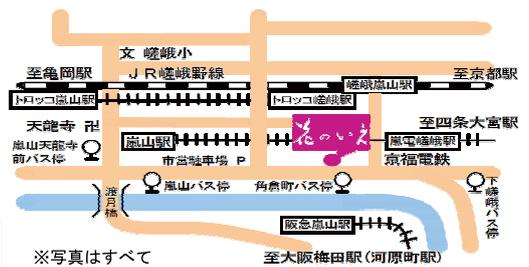
◆5月31日までは、春の御献立、
6月1日からは、夏の御献立になります。

★館内の大浴場「木の湯」「石の湯」にご入浴いただけます。(フェイスタオル付き)

※お二人様以上ご予約をお願いいたします。
※8/28・29・30・31はご利用いただけません。



▲春の花会席



※写真はすべてイメージです。

■大阪支部組合員ご本人様の場合■

会食利用補助額をお引きして…

~~5,900円~~ ⇒ 3,900円

〒616-8382 京都市右京区嵯峨天龍寺角倉町9番地

TEL: 075-861-1545 (受付時間: 午前9時〜午後9時)

- ・ 阪急「嵐山」から徒歩12分
- ・ JR「嵯峨嵐山」から徒歩7分
- ・ 京福「嵐電嵯峨」から徒歩5分
- ・ 京都バス「角倉町」下車すぐ

京都嵐山
花のいえ

